

○空き家等除却手続きの流れ

◆申込み

(1) 事前調査の受付

(1) 事前調査の受付

・様式第1号「大洲市危険空き家除却事業事前調査申出書」に必要な添付書類を添えて都市整備課に提出していただきます。

(2) 事前調査

(2) 事前調査

・申出物件が補助事業の対象となるか、担当職員が不良度判定基準により、判定を行います。
・様式第2号「大洲市危険空き家除却事業事前調査結果通知書」により申出者に【該当・非該当】の通知を行います。

(3) 補助金の交付申請

(3) 補助金の交付申請

・様式第2号で【該当】の判定を受けた方は、様式第3号「大洲市危険空き家除却事業補助金交付申請書」を必要な添付書類とともに都市整備課に提出してください。
・書類審査を行い、様式第5号「大洲市危険空き家除却事業補助金交付決定通知書」により通知します。

◆解体工事

(4) 契約の締結

(4) 契約の締結

・交付決定通知書が届いたら解体業者と契約してください。
業者は大洲市内の業者(建築、土木一式、とび・土工)で産業廃棄物処理の許可を持つ業者に限ります。
※契約日は、交付決定日以降でなければなりません。

(5) 解体工事の着工

(5) 解体工事の着工

・申請物件の解体工事を行います。着工前と工事中(分別解体等がわかるもの)、竣工時に工事写真を撮ってください。
※着工後、工事の中止や変更がある場合には、様式第7号「大洲市危険空き家除却事業変更(中止)申請書」を必要な添付書類とともに都市整備課に提出してください。

(6) 解体工事の竣工

(6) 解体工事の竣工

・解体工事が完了したら、必ずご自身で直接現地確認を行うよう努めてください。

(7) 解体工事費の支払い

(7) 解体工事費の支払い

・解体工事が完了したら、まず解体業者に工事費を支払い、領収書を受け取って事業完了報告へと移行します。

◆補助金の受領

(8) 事業完了報告 補助金交付確定通知 補助金の請求

(8) 事業完了報告

・工事完了を確認し、領収書を受領されましたら、様式第9号「大洲市危険空き家除却事業完了報告書」を必要な添付書類とともに都市整備課に提出してください。
・書類審査を行い、様式第10号「大洲市危険空き家除却事業補助金交付額確定通知書」により通知します。
・交付額確定通知書が届いたら、様式第11号「大洲市危険空き家除却事業補助金請求書」を提出してください。

(9) 補助金の受領

(9) 補助金の受領

・請求書をもって補助金支払いの手続きを行い、指定口座へ振り込みを行います。